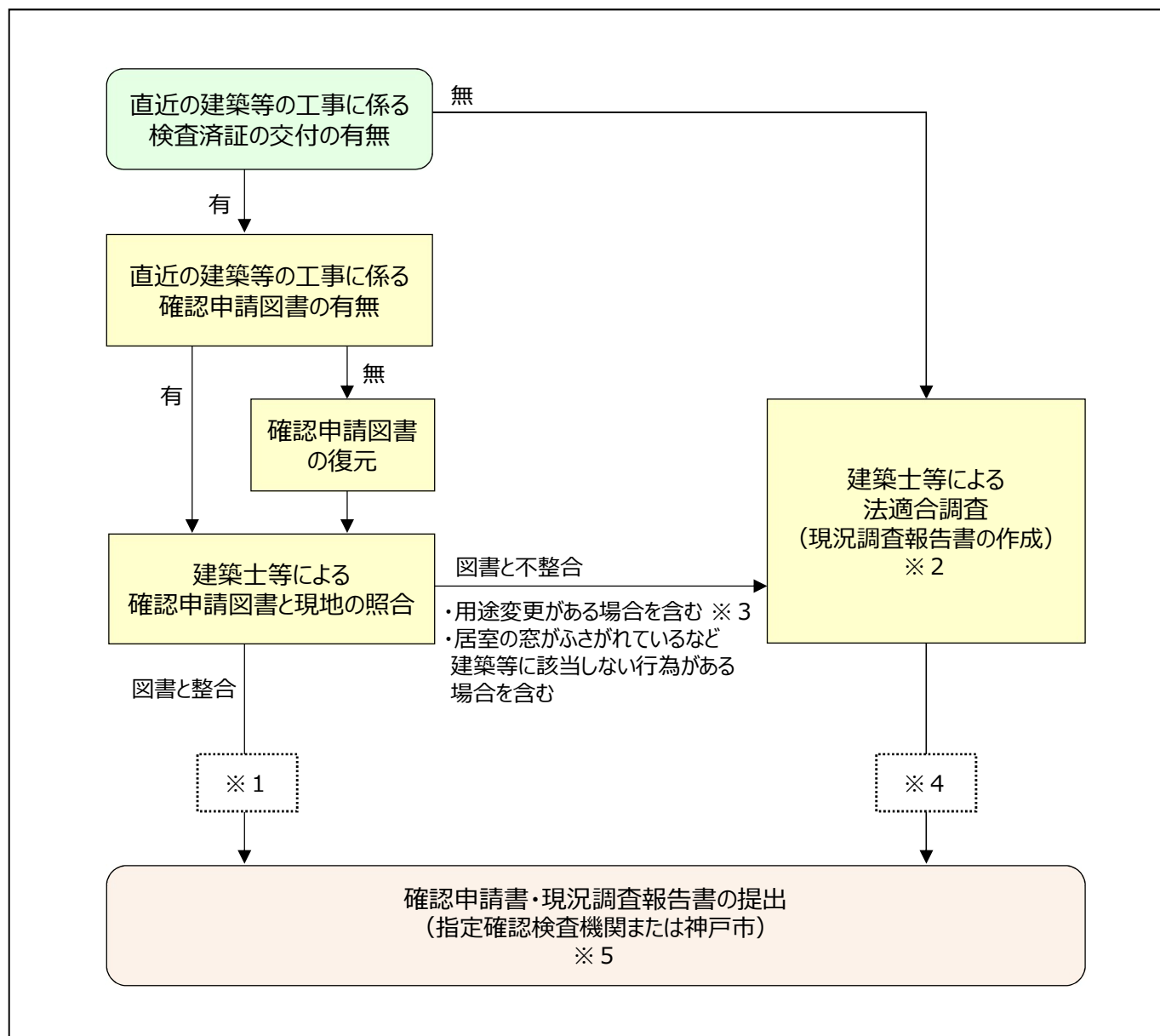


確認申請までの流れ (フローチャート)



- ※ 1 神戸市へ確認申請書を提出される際は、検査済証がある場合でも現況調査報告書の提出を求めています。
- ※ 2 調査方法や様式については、確認申請書の提出先と事前にご相談ください。
「既存建築物の確認審査等の円滑な運用について（技術的助言）」（令和 6 年 12 月 6 日付国住指第 318 号）
に基づく「既存建築物の現況調査ガイドライン」のうち「2. 調査方法」に具体的な調査の流れが記載されています
ので、参考にしてください。
- ※ 3 用途変更については、検査済証を交付する制度がないことから、「確認済証の交付」や「工事完了届の提出」の
有無に関わらず、建築士等による法適合調査を実施してください。
(用途変更に係る確認申請図書の副本がある場合、当該図書と現地を照合のうえ、現況調査報告書を作成してください。)
- ※ 4 調査の結果、建築基準関係規定への適合に疑義がある場合は、確認申請書の提出先と事前にご相談ください。
- ※ 5 指定確認検査機関へ確認申請書を提出する場合、現況調査報告書なども指定確認検査機関にご提出ください。